

背面ロッカー一式仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、発注者が令和6年度に購入する背面ロッカー一式（以下「機器」という。）に適用する。

2 納期及び納入場所

（1）納入期限

令和7年3月31日（月）

（2）納入場所及び納入数量

愛媛県立西条農業高等学校 納入数量：1式（36台）

3 仕様

納入する機器は、「第2章 機器仕様」に記載された性能を満たすもの又はこれと同等以上のものとする。

4 入札予定者提出書類

（1）入札予定者は、下記に定める書類等を発注者に提出するものとする。

なお、大きさはA4判又はA3判とし、日本語で記載されたものとする。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 入札仕様確認書 | 1部 |
| ② 別紙 様式1 機器明細書 | 1部 |
| ③ 機器カタログ（例示品以外の場合） | 1部 |

（2）入札予定者は、入札仕様確認書の作成に当たっては本仕様書の一部を変更することを妨げるものではないが、その場合にあつては、本仕様書の内容と同等以上のものとする。

（3）入札予定者は、上記書類の一部の変更が必要となった場合にはあらかじめ発注者に協議するものとする。受注後も同様とする。

5 搬入等調整

（1）受注者は、発注者の指示に基づき、機器の搬入、据付けを行うものとする。設置時期及び設置場所等の詳細は別途協議して定める。

（2）（1）に必要な用具・車両については受注者が用意するものとする。

（3）機器の搬入、据付、調整については、本校の業務に支障をきたさないように配慮し、本校と協議の上、その指示に従うこと。また、搬入については

本校施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うよう努め、必要があれば搬入経路に養生などを施すこと。

(4) 特に、機器の搬入経路間口の確認については受注者側が事前に調査し、搬入経路確保については、搬入口等の取り壊し（取り壊し後の現状復帰を含む）を認めない。なお、搬入の際は受注者が必ず立会い、万一、本校の建物・設備などに損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること。

(5) 搬入箇所において組立作業等を実施した場合には、作業終了時に梱包材を回収して、持ち帰るものとする。

6 納入検査

発注者は、受注者から設置が終了した旨報告を受けたときは、関係者立ち合いのもとで契約書、仕様書及びその他関係書類に基づく納入検査を行うものとする。

7 保証

機器の保証期間は、引渡し後1年とする。ただし、保証期間が経過した後でも、設計又は製作不良、材質不良に起因する故障の場合は、保証期間後においても無償とする。

8 その他

(1) この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。

(2) この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度発注者と協議し、受注者の独断により行ってはならない。なお、発注者に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の負担においてこれを改めるものとする。

(3) 機器を設置するにあたり、校舎内の工作物・設備等の改修が必要と認められた場合には、速やかに発注者に協議するものとする。

(4) このほか、仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者とが協議し、取扱いを定めるものとする。